

(別記)

## 令和7年度彦根市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

### 1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

彦根市の水田面積は約2,630haであり、水稻・麦・大豆等の土地利用型農業が主体となっている。その担い手の多くが認定農業者や集落営農組織などであり、担い手に対する集積・集約が進んでいる。また、水田を活用して野菜・果樹・花きなどの生産を行っている者も多い。

地域の課題として、主食用米の需要量が減少していく中で、他の作物への転換を進めていく必要がある。

また、不作付地の解消、有害鳥獣による作物への被害等も課題として挙げられる。

### 2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物について、学校給食向けや加工用の品目の生産を拡大していくと同時に、水田の高度活用の観点から、水稻あとや麦あとでの高収益作物の栽培を推進していく。

また、中山間地である鳥居本地域において、山菜・ピーマンなどの有害鳥獣の食害に遭いにくい特用作物を推進することで、水田の保全と継続的な生産活動を進める。加えて、JAの直売所等を活用し、消費者ニーズに対応した計画的な栽培・出荷を促進することで、農業者の収益力向上を図る。

### 3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

適地適作に主眼を置いた上で、ブロックローテーションによる麦・大豆の作付を継続し、これらの生産が難しいほ場においては非主食用米の作付を推進する。同時に、収益性の高い野菜等の生産を拡大し、水田の高度活用と生産品目の多角化を図る。また、数年以上定着して畑作物の生産を継続している水田については、畑地化の取組を検討する。

畑地化の検討に当たっては、過去の営農計画書等で作付状況を確認し、数年にわたって畑作物のみを作付けしていた水田の存否を点検する。点検の結果、畑地化の推進対象となり得る水田が存在した場合、集落や農業委員会等との調整を経て、所有者や生産者の意向、地域実情を鑑みたうえで、排水性の改善等に取り組む等の畑地化を行っていく。

### 4 作物ごとの取組方針等

#### (1) 主食用米

彦根市の基幹作物として、需要に即した生産を行う。作業体系の効率化による低コスト化および、温暖化による品質低下に対応する栽培技術や品種の導入を推進し、環境こだわり米の取り組みを拡大することで、安全・安心で高品質な米の生産を行う。

また、県内でも有数の種子生産地域として、優良種子の安定した生産・供給を継続する。

#### (2) 備蓄米

政府備蓄米の買入入札における落札数量に応じた取組を推進していく。

### (3) 非主食用米

#### ア 飼料用米

畜産農家との連携、または自家利用による生産を中心に、需要に応じた生産を行っていく。

#### イ 米粉用米

一定の需要のある米粉用米について、実需者との結びつきを強め、安定した供給を行っていく。

#### ウ 新市場開拓用米

実需者との契約に基づく計画的な生産を進める。

#### エ WCS 用稲

畜産農家と耕種農家の利用供給協定や、自家利用計画に則った生産を進める。

#### オ 加工用米

清酒原料を中心に、加工用途に合った品種の作付を推進した上で、実需者との結びつきを強め安定的な生産を行う。

### (4) 麦、大豆、飼料作物（子実用とうもろこし等）

水田の高度活用の観点から、麦および麦あと大豆を継続して推進する。また、基本技術の徹底により、品質・収量の安定を図りつつ、団地化およびブロックローテーションを拡大していく。また、収益性の高い黒大豆の面積を拡大する。

飼料作物については、畜産農家との連携、または自家利用による生産を中心に、需要に応じた生産を行っていく。

### (5) そば、なたね

水田の高度活用の観点から、水稻あとや麦あとでの栽培を推進していく。

### (6) 地力増進作物

農業生産の基盤である土壌の生産力向上を図り、持続可能な農業を進める。また、麦・大豆や高収益作物等の高付加価値化を図る。

ヘアリーベッチ、レンゲ、コスモス、クローバー、ソルガム、イタリアンライグラス、エン麦や青刈りトウモロコシ等の作付けを推奨する。

### (7) 高収益作物

多品目を安定して生産できるような環境づくりに取り組む。

## 5 作物ごとの作付予定面積等

～

## 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

## 5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1465.6	0.0	1430.0	0.0	1302.0	0.0
備蓄米	2.6	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0
飼料用米	62.0	0.0	87.4	0.0	93.3	0.0
米粉用米	6.9	0.0	8.1	0.0	19.2	0.0
新市場開拓用米	16.0	0.0	10.6	0.0	9.6	0.0
WCS用稲	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0
加工用米	93.4	15.4	94.0	21.7	91.5	27.1
麦	595.9	18.0	576.3	17.5	677.2	20.6
大豆	503.6	499.4	479.0	474.0	483.9	477.2
飼料作物	10.0	0.0	7.8	1.0	11.5	0.4
・子実用とうもろこし	5.9	0.0	5.2	0.4	9.0	0.4
そば	8.8	8.8	8.5	8.5	9.0	9.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	22.3	22.3	11.1	11.1	0.0	0.0
高収益作物	135.1	64.9	129.8	63.0	127.7	65.2
・野菜	82.9	22.9	84.1	27.3	83.3	31.1
・花き・花木	1.5	0.0	1.8	0.0	2.3	0.0
・果樹	6.0	0.0	5.9	0.0	5.8	0.0
・その他の高収益作物	44.7	42.0	38.0	35.7	36.3	34.1
その他	2.5	0.0	2.8	0.0	3.5	0.0
・特用作物	2.5	0.0	2.8	0.0	3.5	0.0
畑地化	1.3	0.0	1.6	0.0	3.0	0.0

## 6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	別紙に定める野菜、花き、雑穀（基幹作物）	露地園芸作物助成	作付面積の拡大	(R6年度) 35.3ha	(R8年度) 26.9ha
2	ビニールハウス等の園芸施設に作付する別紙に定める野菜、花き、雑穀（基幹作物）	施設園芸作物助成	作付面積の拡大	(R6年度) 5.6ha	(R8年度) 6.9ha
3	水稲・戦略作物と組合わせて二毛作として作付けする別紙に定める野菜（二毛作）	水稲・戦略作物との組み合わせによる二毛作野菜助成	作付面積の拡大	(R6年度) 22.8ha	(R8年度) 33.1ha
4	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物（基幹作物）	中山間地域における特用作物助成	作付面積の拡大	(R6年度) 2.1ha	(R8年度) 2.5ha
5	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米（輸出用）（基幹作物）	非主食用水稲助成（担い手型）	作付面積の拡大	(R6年度) 160.9ha	(R8年度) 195.7ha
6	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米（輸出用）（基幹作物）	非主食用水稲助成（非担い手型）	作付面積の拡大	(R6年度) 1.6ha	(R8年度) 12.3ha
7	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米（輸出用米）、そば、小豆（二毛作）	戦略作物等助成（二毛作）	作付面積の拡大	(R6年度) 583.3ha	(R8年度) 540.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

## 7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名： 滋賀県

協議会名： 彦根市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	露地園芸作物助成	1	11,000	別紙に定める野菜、花き、雑穀 (基幹作物)	助成対象作物を合計5a以上作付けしていること。
2	施設園芸作物助成	1	25,000	ビニールハウス等の園芸施設 に作付する別紙に定める野菜、 花き、雑穀 (基幹作物)	助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。
3	水稻・戦略作物との組み合わせによる二毛作野菜助成	2	13,000	水稻・戦略作物との組み合わせによる二毛作として作付する別紙に定める野菜(二毛作)	助成対象作物を合計10a以上作付けしていること。
4	中山間地域における特用作物助成	1	23,000	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物(基幹作物)	助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。
5	非主食用水稻助成(担い手型)	1	2,000	米粉用米、飼料用米、WCS用米、加工用米、新市場開拓用米(輸出用) (基幹作物)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用米、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。
6	非主食用水稻助成(非担い手型)	1	4,000	米粉用米、飼料用米、WCS用米、加工用米、新市場開拓用米(輸出用) (基幹作物)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用米、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。
7	戦略作物等助成(二毛作)	2	5,000	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(輸出用)、そば、小豆 (二毛作)	・加工用米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の2に基づき、加工用米取組計画の認定を受けていること。 ・新規需要米(米粉用米、飼料用米、WCS用米、新市場開拓用米)については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙2の第4の2に基づき、新規需要米取組計画の認定を受けていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

## 地域振興作物一覧

対象作物(下限面積については※参照)

※ 露地園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積は5a。

施設園芸作物助成は野菜・花き・雑穀。下限面積1a。

水稻・戦略作物と組合せて二毛作として作付けする野菜。下限面積は10a。

特用作物は、鳥居本地域のみの設定。下限面積1a。

野菜	花き・花木	雑穀	特用作物	
青さやいんげん	タロイモ	アスター	小豆	ウド
あおとう	ちんげん菜	カーネーション	あわ	かんぴょう
アサツキ	とうがらし	かきつばた	きび	きのこ類
アスパラガス	とうもろこし	かすみそう	ごま	ぎんなん
いちご	トマト	キキョウ	ひえ	香用作物
ウド	トレビス	菊		山菜
エシャロット	なす	切り花用菜の花		さんしょう
えだまめ	なばな	キンギョソウ		しそ
エンドウ豆	ニラ	キンセンカ		しょうが
オクラ	にんじん	ケイトウ		ハーブ
かぶ	にんにく	小菊		ひょうたん
かぼちゃ	ねぎ	コケ		ふき
カリフラワー	はくさい	コスモス		みょうが
きくいも	はくさい菜	ゴテチャ		薬用作物
キヌサヤ	パセリ	シクラメン		やまいも
きのこ類	ピーマン	芝		よもぎ
キャベツ	日野菜	スイレン		オクラ
きゅうり	ふき	スターチス		ししとう
グリーンピース	ブロッコリー	ストック		とうがらし
くわい	ほうれんそう	ストレッチア		ピーマン
ゴーヤー	まくわうり	センニチコウ		リンドウ
ごぼう	マコモダケ	チドリソウ		
こまつな	みずな	チューリップ		
ササゲ	みつば	トルコキキョウ		
さつまいも(かんしょ)	ミニトマト	なでしこ		
さといも	みぶ菜	葉ボタン		
サニーレタス	みょうが	パンジー		
サラダ菜	メロン	ひまわり		
ししとう	モロヘイヤ	ベニバナ		
しそ	ヤーコン	ほおずき		
じゃがいも(ばれいしょ)	やまいも	マリーゴールド		
しゅんぎく	よもぎ	やぐるまそう		
しょうが	らっかせい	ユリ		
食用菊	らっきょう	ラン		
白うり	ラディッシュ	リアトリス		
すいか	レタス	ローダンセ		
すぐき	れんこん	ワレモコウ		
ズッキーニ	ワケギ			
セリ				
セルリー				
セレベス(アカメイモ)				
そば菜				
そらまめ				
だいこん				
たまねぎ				

#### 4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

追加配分等を受けた場合は整理番号7の個票により活用する。  
減額調整時は、以下の順番で調整する。  
整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の交付単価調整(千円単位)を行う。  
追加配分を受けた場合、以下の順番で調整する。  
整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の交付単価調整(千円単位)を行う。  
配分額より、活用額が下回る場合は、以下の順番で調整する。  
整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の交付単価調整(千円単位)を行う。

#### 5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

所要額が配分枠を超過した場合、整理番号4、2、6、3、1、5、7の順に各取組の単価調整(千円単位)を行う。  
下限金額は次のとおりとする。  
整理番号4:18,000円 整理番号2:20,000円 整理番号6:3,000円 整理番号1:8,000円 整理番号3:10,000円 整理番号5:  
1,000円 整理番号7:3,000円

#### 6. 高収益作物について

黒大豆、小豆

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

## 高収益作物(特認)に係るデータ

### 1. 農業再生協議会名

彦根市農業再生協議会
------------

### 2. 収益性データ

作物名	10a当たりの収量 (kg/10a)	販売単価 (円/kg)	10a当たりの諸経費 (円/10a)	10a当たりの収益 (円/10a)
丹波黒大豆	106	1,320	37,005	102,915
早生黒大豆	153	695	34,157	72,178
小豆	75	1,100	24,686	57,814

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	1
用途名	露地園芸作物助成				
対象作物	別紙に定める野菜、花き、雑穀(基幹作物)				
単 価	11,000円/10a（追加額に応じて12,000円/10aを限度に配分する）				
課 題	主食用米の需要量が減少していく中で、他の作物への転換を進めていく必要がある。 需要が大きい野菜等の生産を拡大し、水田の高度活用と生産品目の多様化を図る必要がある。				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標 21.5ha	26.5ha	26.7ha	26.9ha
		実績 26.2ha	35.3ha	—	—
内 容	基幹作物として、露地に作付けされた対象作物の面積に応じて助成する。 地域振興作物の生産拡大のための取組を推進する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付けする農業者、集落営農。</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。</li> <li>○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象作物を合計5a以上作付けしていること。</li> <li>※取組の要件の5a以上の判定には、園芸施設での作付面積も含むことができるものとする。</li> <li>・露地栽培を行うこと。</li> <li>・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)。</li> </ul> </li> </ul>				
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 営農計画書により確認。</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。</li> <li>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。</li> <li>○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。</li> </ul>				
成果等の 確認方法	令和8年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	地域振興作物としての野菜、花き、雑穀の生産振興のため、令和8年度まで継続して推進する。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	2	
用途名	施設園芸作物助成					
対象作物	ビニールハウス等の園芸施設に作付けする別紙に定める野菜、花き、雑穀（基幹作物）					
単 価	25,000円/10a（追加額に応じて26,000円/10 aを限度に配分する）					
課 題	主食用米の需要量が減少していく中で、他の作物への転換を進めていく必要がある。 需要が大きい野菜等の生産を拡大し、水田の高度活用と生産品目の多様化を図る必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	8.3ha	6.3ha	6.6ha	6.9ha
		実績	6.0ha	5.6ha	—	—
内 容	対象作物をビニールハウス等の園芸施設で作付けする場合に、園芸施設の面積に応じて助成する。 地域振興作物の生産拡大と育苗後ハウスの活用のための取組を推進する。					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。</li> <li>○取組の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象作物を合計1 a以上作付けしていること。</li> <li>・ビニールハウス等の園芸施設を利用した栽培を行っていること。</li> <li>・ほ場条件の改善（明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか）。</li> </ul> </li> </ul>					
取組の 確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 営農計画書により確認。</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。</li> <li>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。</li> <li>○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。</li> </ul>					
成果等の 確認方法	令和8年2月末までに、支払対象面積を集計する。					
備考	地域振興作物としての野菜、花き、雑穀の生産振興のため、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	水稻・戦略作物との組合せによる二毛作野菜助成					
対象作物	水稻・戦略作物と組合せて二毛作として作付けする別紙に定める野菜(二毛作)					
単 価	13,000円/10a（追加額に応じて14,000円/10 a を限度に配分する）					
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米の売上額減少による収益減少が課題。収益力向上と水田の高度活用の観点から、水稻あとや麦あとでの野菜等の栽培を推進していく。					
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	作付面積の拡大	目標	31.9ha	30.5ha	32.0ha	33.1ha
		実績	30.4ha	22.8ha	—	—
内 容	水稻(非主食用水稻も含む)または、戦略作物と組合わせて二毛作として作付された野菜の面積に応じて助成する。水田の高度活用および水田野菜の生産拡大を図る。					
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 戦略作物とは、水田活用の直接支払交付金に掲げられた戦略作物助成の対象作物を指す。</p> <p>○取組の要件 ・助成対象作物を合計10a以上作付けしていること。 ・水稻(非主食用水稻も含む)または、戦略作物と組み合わせて二毛作として対象作物を作付けること。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか)。</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書により確認。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。</p> <p>○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。</p>					
成果等の確認方法	令和8年2月末までに、支払対象面積を集計する。					
備考	水田の高度活用と野菜の生産振興の観点から、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	4
使途名	中山間地域における特用作物助成				
対象作物	中山間地域にて作付けされる別紙に定める特用作物（基幹作物）				
単 価	23,000円/10a（追加額に応じて24,000円/10 a を限度に配分する）				
課 題	中山間地である鳥居本地域において、有害鳥獣等の食害が課題。山菜などの有害鳥獣の食害に遭いにくい特用作物を推進することで、水田の収益力向上に取り組む必要がある。				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標 3.0ha	2.3ha	2.4ha	2.5ha
		実績 2.2ha	2.1ha	—	—
内 容	中山間地域において作付けされた対象作物の面積に応じて助成する。 中山間地域における特用作物として、山菜等の特用作物の定着・振興を図る。				
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付する農業者、集落営農。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田かつ、農林業等活性化基盤整備計画の認定を受けた鳥居本地域の水田。</p> <p>○取組の要件 ・助成対象作物を合計1a以上作付けしていること。 ・ぎんなん、山椒における交付対象は、令和4年度以降の新植で植栽から3年以内のものを対象とする。 ・ほ場条件の改善（土づくり）を行っていること。 ・有利販売として、直売所にて販売されているもの。</p> <p>※露地園芸作物助成および施設園芸作物助成との重複助成不可</p>				
取組の 確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書により確認。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認。 農林業等活性化基盤整備計画により確認。</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認。 新植から3年以内のぎんなん、山椒については、交付対象年限及び適切な管理が行われているかどうかを作業日誌や現地確認等により確認。</p> <p>○取組の要件 ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 販売については、販売伝票。その他、必要に応じ農協等からの情報提供を受けた出荷販売伝票など販売を確認できる書類。</p>				
成果等の 確認方法	令和8年2月末までに、支払対象面積を集計する。				
備考	ここでいう中山間地域の定義については、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備に関する法律(平成5年法律第72号)の第5条により、農林業等活性化基盤整備計画の認定を受けた鳥居本地域とする。特定農山村地域における農林業等の活性化のため、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	5
使途名	非主食用水稲助成(担い手型)				
対象作物	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用)(基幹作物)				
単 価	2,000円/10a(追加額に応じて3,000円/10aを限度に配分する)				
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米からの転換が最優先課題。非主食用米への転換を促進し、実需者と結びつきを強めた安定的な生産、販売を推進する。				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	178.1ha	183.5ha	190.5ha
		実績	181.6ha	160.9ha	—
内 容	需要に即した米の生産を確保する観点から、基幹作物として、対象作物とする非主食用水稲を生産する担い手に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 対象作物を作付けする認定農業者・集落営農・認定新規就農者。</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</li> <li>○取組の要件 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。</li> <li>○生産性向上等の要件 次の生産性または品質向上に資する取組のうち2つ以上を行うこと。 ア 認定方針作成者が運営する共同乾燥調製施設を利用し、実需者へ一元出荷されていること。 イ 種子更新 ウ 栽培こよみ等に基づく適期適正な病害虫防除 エ 土づくりの実施</li> </ul> <p>※飼料用米については、上記「生産性向上等の要件」のうち「エ 土づくりの実施」に取組むことを必須とし、加えてア、イ、ウから1つ以上の取組を行うこと。</p>				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○助成対象者 彦根市農業振興ビジョン、営農計画書、取組計画書、出荷契約書等により確認</li> <li>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認</li> <li>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱Ⅳの第2に準じて確認</li> <li>○取組の要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供により確認</li> <li>○生産性向上等の要件 次の中から確認できるものを選択 ア 共同乾燥調製施設利用明細書等 イ 種子購入伝票等 ウ 作業日誌、栽培履歴、購入伝票等</li> </ul>				
成果等の確認方法	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4により、令和8年2月末までに面積を集計する。				
備考	需要に即した米の生産を推進するため、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。				

- ※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。
- ※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。
- ※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	6
使途名	非主食用水稲助成(非担い手型)				
対象作物	米粉用米、飼料用米、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米(輸出用)(基幹作物)				
単 価	4,000円/10a(追加額に応じて5,000円/10aを限度に配分する)				
課 題	主食用米の需要が減少傾向であることから、主食用米からの転換が最優先課題。非主食用米への転換を促進し、実需者と結びつきを強めた安定的な生産、販売を推進する。				
目 標		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標 8.5ha	11.9ha	12.1ha	12.3ha
		実績 11.7ha	1.6ha	—	—
内 容	需要に即した米の生産を確保する観点から、基幹作物として、対象作物とする非主食用水稲を生産する非担い手に対して、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>○助成対象者 対象作物を作付けする認定農業者・集落営農・認定新規就農者以外の農業者。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。</p> <p>○生産性向上等の要件 次の生産性または品質向上に資する取組のうち2つ以上を行うこと。 ア 認定方針作成者が運営する共同乾燥調製施設を利用し、実需者へ一元出荷されていること。 イ 種子更新 ウ 栽培こよみ等に基づく適期適正な病害虫防除 エ 土づくりの実施</p> <p>※飼料用米については、上記「生産性向上等の要件」のうち「エ 土づくりの実施」に取組むことを必須とし、加えてア、イ、ウから1つ以上の取組を行うこと。</p>				
取組の確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書、取組計画書、出荷契約書等により確認</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱IVの第2に準じて確認</p> <p>○取組の要件 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供により確認</p> <p>○生産性向上等の要件 次の中から確認できるものを選択 ア 共同乾燥調製施設利用明細書等 イ 種子購入伝票等 ウ 作業日誌、栽培履歴、購入伝票等</p>				
成果等の確認方法	需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4により、令和8年2月末までに面積を集計する。				
備考	需要に即した米の生産を推進するため、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、生産振興に必要と判断する場合はこの限りではない。				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	彦根市農業再生協議会			整理番号	7	
使途名	戦略作物等助成(二毛作)					
対象作物	麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓用米(輸出用)、そば、小豆(二毛作)					
単 価	5,000円/10a（追加額に応じて10,000円/10aを限度に配分する）					
課 題	水田の高度利用を促進し、農家の収益力を向上させていくことが課題。その中で、二毛作による収益力向上を図っていく必要がある。 また、収量が安定していない農業者もおり、取組農家全体の収量を安定または増加させ、収益力向上を図っていく必要がある。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	476.0ha	534.1ha	537.1ha	540.0ha
実績		531.1ha	583.3ha	—	—	
内 容	水田の高度利用促進を図るため、二毛作として作付けする麦、大豆、飼料作物、加工用米、飼料用米、米粉用米、小豆の作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	<p>○助成対象者 出荷・販売を目的として対象作物を作付けする農業者、集落営農。</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田</p> <p>○取組の要件 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4に基づき、届出していること。 ・ほ場条件の改善(明渠、暗渠の施工、高畦栽培、心土破碎、土づくりのいずれか2つ) ・加工用米、飼料用米、米粉用米、新市場開拓米（輸出用米）については、複数年契約(3年以上)を締結している農業者であること。 ・飼料用米については土づくりに取り組むことを必須とする。</p>					
取組の確認方法	<p>○助成対象者 営農計画書により確認</p> <p>○助成対象水田 経営所得安定対策等実施要綱別紙1に準じて確認</p> <p>○助成対象作物 経営所得安定対策等実施要綱IVの第2に準じて確認</p> <p>○取組の要件 ・需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4、近畿農政局長等からの情報提供により確認 ・ほ場条件の改善については、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。 ・複数年契約については契約書の写し等で確認。 ・土づくりについては、現地確認、栽培日誌、写真、取組内容申出書、購入伝票等により確認。</p>					
成果等の確認方法	令和8年2月末までに、麦、大豆、小豆、飼料作物については支払対象面積を集計する。 加工用米、新規需要米については、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第5の4により、面積を集計する。					
備考	水田の高度利用促進を図るため、令和8年度まで継続して推進を図る。なお、水田の高度利用促進に必要と判断する場合はこの限りではない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

## 彦根市農業再生協議会 会員名簿

	役員名	所 属 (会 員)	職 名	氏 名
1	会 長	彦根市	市長	田島 一成
2	副会長	東びわこ農業協同組合 農地利用集積円滑化団体 認定方針作成者	経営管理委員会会長	宮尾 和孝
3			代表理事理事長	柳本 上司
4			経済担当常務理事	増田 保則
5		湖東地域農業センター	運営委員長	宮尾 和孝
6		彦根市土地改良事業連絡協議会	会長	児島 甚雄
7	監 事	彦根市土地改良事業連絡協議会	副会長	黒澤 茂樹
8		滋賀県農業共済組合	理事	廣嶋 久平
9		彦根市農業委員会	会長	田中 金二
10		彦根市農業委員会	副会長	澤田 勘一
11		彦根市農業委員会	副会長	伴 孝子
12	監 事	彦根市農業委員会	事務局長	林 達也
13		彦根市認定農業者の会	会長	吉岡 秀幸
14		彦根市認定農業者の会	副会長	(農)ファームかいぜ 理事長 山内 善男
15		集落営農組織		(農)つづらファーム 代表理事 近藤 定雄
16		彦根市	産業部長	稲野 善行
17		実需者		京都食料㈱ 統括部長 稲荷 博司
18		認定方針作成者		(有)フクハラファーム 取締役会長 福原 昭一
19		認定方針作成者		(有)篠原商店 代表取締役 篠原 喜治